



「みんなでつくる右京の未来」

応援します！ あなたの地域のまちづくり活動

右京区まちづくり支援制度 支援事業を募集

応募期間

平成21年4月1日（水）～平成21年5月29日（金）必着

応募・問合せ先

〒616-8511（住所不要） 右京区役所区民部総務課
（TEL861-1784 FAX872-5048）

※応募や応募書類等で不明な点がございましたらお問い合わせください。

これまでの支援事業の例

- ・旧愛宕街道を行灯の灯りで彩る祭りを地域住民と学生が作りあげる事業
- ・子どもたちに映画製作の技術を教える事業
- ・京北下宇津地域でお城の調査研究を行う事業

主催 右京区役所

協力 右京区まちづくり円卓会議

右京区役所では、区民の皆さんが、身近な地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていくために、区民主体で取り組まれるまちづくり活動の経費を支援します。

1 対象となる事業

平成21年度（平成21年4月から22年3月まで）に右京区内で実施する、次のいずれかに該当する事業です。ただし、平成21年6月末までに完了する事業は対象となりません。

（1）地域コミュニティの活性化につながる事業

（2）地域の課題の解決に向けた事業

（3）自然・歴史・文化・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

ただし、他の類似の制度による支援を受けている事業、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっている事業、政治・宗教・営利を目的とした事業は対象となりません。

2 対象となる団体

右京区内の身近な地域で活動を行う団体・グループです。

3 支援内容

支援の対象となる経費の2分の1以内で上限は20万円です。

また、選考のうえ、2年間を限度に支援することがあります。

4 選考方法

応募された団体・グループは、平成21年6月19日（金）に公開で開催する「右京区まちづくり円卓会議」に出席し、事業計画の内容について説明していただきます。この会議において選考を行い、支援する事業を決定します。

5 支援事業数

応募事業の中から選考して、5事業程度に支援する予定です。

6 応募方法

次の書類を右京区役所区民部総務課に提出してください（持参または郵送）。

提出書類 申請書、計画書、予算書、活動状況・・・区役所・出張所等で配布
役員名簿

7 事業終了後の手続き

事業終了後、1ヶ月以内に所定の報告書を提出していただくとともに、公開の活動報告会（平成22年3月頃開催予定）で事業の成果を発表していただきます。

ここが知りたい！ まちづくり支援制度Q & A

Q 1 どうしてこのような支援をするのですか？

A 「自分の住むまちを暮らしやすく、魅力あふれるまちにしたい」という思いは、だれもが持っているのではないのでしょうか。この支援制度は、そうした思いから生まれた区民の皆さんによる様々な活動を応援しようとする制度です。自分たちで話し合い、行動することは、地域での人々のつながりやまちに対する愛着を生み、魅力あるまちづくりにつながっていくはずです。

Q 2 どのような活動が支援を受けられるのですか？

A 対象となる活動は、①地域コミュニティの活性化、②地域の課題解決、③地域の魅力アップのいずれかに該当し、区民の皆さんが自ら企画・運営をし、だれでも参加できる活動です。活動の内容は、小さな取組を継続して行うもの、取組の集大成として何かを作るもの、イベント的なものなど、さまざまな形が考えられます。

また、福祉、環境、子育て、安心安全、交通、観光、文化など、地域に根ざしたまちづくり活動なら分野は自由です。

ただし、他の類似の制度による支援を受けているもの、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっているもの、政治・宗教・営利を目的としたものは対象となりません。

Q 3 どのような支援が受けられるのですか？

A まちづくり活動の経費の一部を支援します（詳細はQ 6～8）。また、市民しんぶん右京区版「うきょう」を活用した広報や、ポスター、チラシの区役所への設置により、事業の紹介や参加者募集などの広報を支援します。

Q 4 だれが申し込んでもいいのですか？

A ご近所同士や町内会、サークル、小学校区をはじめとした、身近な地域の皆さんにより結成され、活動している、または、これから活動しようとする団体・グループが対象です。活動する地域が右京区内であれば、区内に居住されていない方が団体・グループに加入されていてもかまいません。

応募時に団体・グループの役員名簿を、支援の決定後に団体・グループの規約を提出してください。

Q 5 どのようにして支援事業を決めるのですか？

A 応募事業は、公開で開催する右京区まちづくり円卓会議で事業計画の内容について説明していただきます。この会議で選考を行い、その意見を踏まえ支援事業を決定します。選考にあたっては、右京区基本計画を推進する事業であることはもとより、応募事業の公共性や公益性、具体性（具体的で実現可能なものか）、継続性（助成終了後も継続して実施していけるか）、発展性（区民参

加の拡大が期待できるか）、独自性（ユニークな点があるか）の観点から評価を行います。

Q 6 自己資金は必要ですか？

A 自己資金は必要です。支援は、まちづくり活動に要する経費（支援の対象となる経費）の2分の1以内で上限は20万円です。自己資金は、会費や参加者からの参加費など、各団体・グループで確保してください。

Q 7 まちづくり活動の経費とはどのようなものですか？

A まちづくり活動の経費としては、会議費（会場借料）、事務的経費（資料作成費・消耗品費・郵便料金）、講師謝礼、材料費などが考えられます。ただし、支援の対象とならない経費もありますので、こちらは全額自己資金で賄っていただくことになります。

Q 8 支援の対象とならない経費とは具体的にどんなものですか？

A 支援の対象とならない経費としては、人件費や活動自体の委託費、会議での飲食費や参加者記念品代（*注）、団体・グループの運営に要する経費が該当します。

（*参加費等を徴収しない事業で、参加者個人が持ち帰る物品の代金など）

Q 9 まちづくり活動の経費の管理方法は？

A まちづくり活動の経費は、金銭出納簿などで管理を行い、責任を持って取り扱ってください。事業終了後1ヶ月以内に、所定の報告書とともに収支決算書や領収書を提出していただきますが、その際に帳簿書類等の提示をお願いすることがあります。助成金は、その収支決算書を基に交付しますが、必要と認められる場合には交付額の2分の1以内を事前に交付することができます。

Q 10 2年目以降はどうなるのですか？

A 支援は1年単位で、2年目に支援を希望する場合は、再度応募していただき、審査を受けることとなります。なお、3年目以降は支援できませんので、各団体・グループで財源を確保していただき、活動を継続していただくこととなります。

この制度は、区民の皆さんがまちづくり活動を行うきっかけとしての支援策ですので、会計面でもできるだけ自主運営ができるよう、初めから心がけることが大切です。